

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第58号)

官報

1 平成30年3月22日 木曜日

目次

〔政 令〕

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (五〇)

○刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令 (五一)

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (五二)

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 (五三)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (五四)

○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (五五)

○介護保険法施行令等の一部を改正する政令 (五六)

○介護保険法施行令の一部を改正する政令 (五七)

〔省 令〕

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令 (五八)

○健康保険法施行令の一部を改正する政令 (五九)

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (六〇)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (厚生労働二八)

○国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令 (同二九)

○公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令 (厚生労働・国土交通一)

本号で公布された 法令のあらまし

◇刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第五〇号) (法務省)
刑事訴訟法等の一部を改正する法律 (平成二八年法律第五四号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成三〇年六月一日とすることとした。

◇刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令 (政令第五一号) (法務省)
1 刑事訴訟法第三五〇条の二第二項第三号の財政経済関係犯罪として政令で定める罪を定めることとした。(本則関係)

2 この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (平成三〇年六月一日) から施行することとした。

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (政令第五二号) (文部科学省)
1 教室の不足の算定のための特別教室の種類に、小学校の外国語教室を追加することとした。(第三条第一項関係)

2 この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 (政令第五三号) (国土交通省)
1 特定損害保険契約の保険金額の下限を、一億二、〇〇〇万円に改めることとした。(第一条関係)

2 特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、九、一〇一億一、四一八、〇〇〇円に改めることとした。(第二条関係)

3 この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (政令第五四号) (厚生労働省)
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係
1 指定事務受託法人に關し、指定の申請又は取消しに關する事項、指定の公示に關する事項その他必要な事項を定めることとした。(第三条の二、第三条の七関係)

2 高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス、対象者の要件その他必要な事項を定めることとした。(第四条の四及び第四条の五関係)

二 児童福祉法施行令の一部改正関係
1 指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設の指定の変更に関する技術的統括を定めることとした。(第二十五条の一〇の二及び第二十七条の一〇の二関係)

2 指定事務受託法人に關し、指定の申請又は取消しに關する事項、指定の公示に關する事項その他必要な事項を定めることとした。(第四四条の八、第四四条の一三関係)

三 就労定着支援若しくは自立生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者及び居宅訪問型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者については、従業者等についての基準を定める都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を、当該都道府県の条例で定められた基準とみなすものとすることとした。(第一七条及び第一八条関係)

四 施行期日
この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (政令第五五号) (厚生労働省)
一 介護保険法施行令の一部改正関係 (第一条関係)
1 共生型居宅サービス事業者等の特例に関する事項
二 項の政令で定める者に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

二 項の政令で定める者に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

二 項の政令で定める者に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第五項第二項に規定する居宅介護又は同条第三項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス提供に当たする者であつて一定の条件を満たすものを追加することとした。

2 介護医療院の創設に関する事項

(一) 介護医療院に關し、介護保険法施行令において医療法を準用する場合における必要な技術的読替え、医療法との関係等に関する事項を定めることとした。

(二) 違反した場合に介護医療院の許可の欠格事由となる国民の保健医療又は福祉に関する法律等について定めることとした。

二 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係(第二條關係)

法第一二二条の三の規定による交付金の算定方法に係る規定を設けることとした。

三 児童福祉法施行令の一部改正関係(第四條關係)

児童福祉法第二一条の五の一七について、児童相談所設置市が事務を処理する場合の所要の読替規定を整備することとした。

四 医療法施行令の一部改正関係(第五條關係)

都道府県知事が、医療法第四二条の三第一項の認定を受けた医療法人の認定を取り消すことができる場合を次のとおり追加することとした。

1 収益業務から生じた収益を当該医療法人が開設する介護医療院の経営に充てないとき。

2 収益業務を継続することが、当該医療法人が開設する介護医療院の業務に支障を来すと認めるとき。

五 社会福祉法施行令の一部改正関係(第六條關係)

1 社会福祉法第二六条第一項の政令で定める事業に介護医療院を経営する事業を追加することとした。

2 社会福祉法第八九条第一項の政令で定める社会福祉を目的とする事業に、介護医療院を経営する事業を追加することとした。

六 老人福祉法施行令の一部改正関係(第七條關係)

老人福祉法第二九条第一四項の政令で定める法律について定めることとした。

七 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係(第八條關係)

病床転換助成事業の期限を平成三〇年三月三十一日から平成三〇年三月三十一日までに延長することとした。

八 地方自治法施行令の一部改正関係(第九條關係)

共生型居宅サービス事業者等に係る特例の創設等に伴う所要の読替規定の整備を行うこととした。

九 経過措置(第三條關係)

介護保険の被保険者となしないうこととされたことのある者に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二六条の規定による改正前の介護保険法の住所特例の規定の適用についての所要の読替規定を整備することとした。

一〇 施行期日

この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

△介護保険法施行令等の一部を改正する政令(政令第五六号)(厚生労働省)

一 介護保険法施行令の一部改正関係
居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定に当たつて所得税に係る譲渡所得の特別控除額を勘案すること等とすることとした。(第二二条の二、第二二条の二及び第二二条の二の二關係)

二 健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正関係
居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定に当たつて所得税に係る譲渡所得の特別控除額を勘案すること等とすることとした。(第二二条の二及び第二二条の二の二關係)

三 この政令は、平成三〇年八月一日から施行することとした。

△介護保険法施行令の一部を改正する政令(政令第五七号)(厚生労働省)

1 平成三〇年度以後の地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限額の見直しを行うこととした。(本則關係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

△国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令(政令第五八号)(厚生労働省)

一 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係(第一條關係)

1 国民健康保険組合に対して国が負担する事務負担金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を改定することとした。

2 当該年度に係る国民健康保険組合における療養給付費等に対する国庫補助金については、当該年度の前年度の三月一日から当該年度の二月末日までの間における療養の給付等に要した費用の額に基づいて算定することとすに、当該国庫補助金の一部については当該年度の翌年度において補助することとする特例を設けることとした。

二 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係(第二條關係)

市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を改定することとした。

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係(第三條關係)

1 都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

2 指定都市に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

3 市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

3 市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係(第四條關係)

市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる特別障害者一人当たりの基準額を改定することとした。

五 この政令は、公布の日から施行することとした。

△健康保険法施行令の一部を改正する政令(政令第五九号)(厚生労働省)

1 全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率の算定方法について、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る全国健康保険協会の支部における取組の状況を勘案したものにすることを、所要の見直しを行うこととした。(第四五條の二關係)

2 この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

△防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第六〇号)(防衛省)

1 国の行政機関の内部部局の業務等に従事する職員に支給される本府省業務調整手当の支給月額を改めることとした。(別表第四の二關係)

2 平成三〇年四月一日において三七歳に満たない職員のうち、同日に受けることとなる号俸を一号俸上位の号俸とされる職員等を定めることとした。(附則第二項關係)

3 平成三〇年四月一日において三七歳に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて最高の号俸を超える俸給月額を受けるものについて、当該俸給月額に加える額を定めることとした。(附則第三項關係)

4 この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。